

世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書

「天橋立－日本の文化景觀の原点」

平成19年9月

京都府・宮津市・伊根町・与謝野町

目 次

(1) 提案のコンセプト

①資産名称・概要	1
②写真	2
③図面	3

(2) 資産に含まれる文化財

①整理表	5
②構成要素ごとの位置図と写真	9

(3) 保存管理計画

(4) 世界遺産の登録基準への該当性

①資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準	18
②真実性/完全性の証明	19
③類似資産との比較	19

(1) 提案のコンセプト

① 資産名称・概要

名称：「天橋立—日本の文化景観の原点」

概要：

紺碧の内海に一筋の美しい白砂青松を描く天橋立は、日本を代表する特徴的な海洋景観であり、周辺の歴史宗教遺産群と融合したその景観は、風景美を自らの心象や芸術に仮託し、眺め見ることを憧憬してきた日本の美意識の形成過程を物語る複合的な文化景観である。

日本人は、古来から自然風物を深く心に受け止め、風景美として理想化してきたが、なかでも印象深く観察したのは海洋であり、海洋景観の刺激が、日本庭園の根本を形成している。特に天橋立の海洋景観は、平安時代において理想の風景として捉えられ、その後の日本庭園の展開に大きな影響を与えてきた。

平安京の内裏においてしばしば催された「歌合せ」は、自然の風景を模した造物（つくりもの）に和歌を添え、その調和の妙を競うものだが、康保3年（966）村上天皇の「前栽歌合」では、海中にのびる州浜に松を植え込んだ「天橋立」が登場する。既に10世紀半ばから、天橋立は海洋景観を代表する存在であり、和歌に詠まれる名所であった。

やがて天橋立の海洋景観は貴族庭園の重要なモチーフとなり、後に崇徳上皇の御所にもなった大中臣輔親（954—1038）の邸宅には「丹後の天橋立をまねびて」庭園が造られ「海橋立（あまのはしだて）」と呼ばれた。また藤原道長の邸宅である土御門殿は当時の庭園の最高傑作とされたが、その美しさが天橋立に比せられていたことからも、天橋立が平安時代の庭園の理想であったといえる。

平安時代以降も天橋立を代表とする「白砂青松の海洋景観」は庭園のモチーフとして、世界遺産の一つである西芳寺（苔寺）庭園、鹿苑寺（金閣寺）庭園、慈照寺（銀閣寺）庭園などに継承され、江戸時代に作庭された世界的な名園・桂離宮では特に「天橋立」と命名された意匠がその中心景となっている。

このように、天橋立は平安時代より日本の風景美の典型とされ、庭園景観の重要な原型となってきた。

さらに、奇觀としての天橋立と丹後府中の賑わいは、雪舟の筆による国宝「天橋立図」に実景図として描かれ、その後も数多くの風景画の対象となつたが、あわせて天橋立が歌枕や美術工芸の意匠に多用され、日本の美意識のもと昇華されて、屏風絵など大画面の作品やさらなる真景図を生み出す主要な題材となり続け、日本の文化景観の代表と評価できる。

なお、洛中洛外図などに先行する「都市図」としても評価できる雪舟「天橋立図」の描く歴史環境が、丹後国分寺跡をはじめ周辺地形や景観とともに今日に保全されており、500年を超える変遷を幾多の絵画でたどることはできることと他所に類を見ない特徴である。

天橋立は、『丹後國風土記』中の記述によると、伊射奈藝命が作った天と地を通う椅子が倒れてできたとされ、古代から神聖視してきた。5世紀代の海を向いた祭祀遺構である宮津市難波野遺跡や天橋立の眺望を得ることを立地の基本とした成相寺の旧本堂遺構の存在は、天橋立への神聖觀が奈良時代以前に遡ることや、景観が古代仏教修行地の選択に影響を与えた可能性のあることが近年の発見から示唆されている。

また、こうした靈境觀は丹後一宮籠神社や浦嶋神社の存在などとともに、その奇觀を基層として醸成された海中（海上）他界信仰を含んで伝承された。そして、それは中世に受け継がれて拡大し、籠神社への「元伊勢信仰」の興隆や、『丹後國風土記』の浦嶋子伝説に見られる龍宮伝説と仏教的解釈を纏った龍神信仰が交わって、天橋立において新たな海中他界信仰を生み出し神聖なイメージを高めるに至った。文学僧、彦龍周興の詩文集『半陶藁』には、海底にすむ惡龍教化の説話の舞台とあり、智恩寺には文亀元年（1501）建立の多宝塔ほか、説話の主人公である鎌倉時代作の文殊菩薩坐像が安置されている。このように、「海中から生える数千本の松」という非日常的な景観が「神仏による造形」と理解されて異界への入口とみなされ、海中深くに神仙の奥津城が存在するという靈境觀を生んで、やがて現実の景観である天橋立と沿岸寺社へ参詣者を招く誘引力となっていた。

奇觀から生まれた説話が実体の力を得、名勝を生み出すという日本の文化形成の一側面が端的に現れた例である。

丹後半島東岸部の河川口から南流する砂礫が内湾の阿蘇海側からの海流と衝突して堆積した砂嘴地形である天橋立は、環境変動の中で徐々に伸長し変化しつつ、人間の自然界との共生の中で今日に至っている。天橋立を取り巻く文化景観への評価は高く、史蹟名勝天然記念物保存法において、内湾の砂嘴であり白砂青松の美景であることに加えて、社寺等人文景観と一体であること、天橋立を望む好適な視点が存在することが評価され、大正11年に名勝指定された。現在、丹後天橋立大江山国定公園の指定を加え、植物相も含めて広域的に保護対象地域が設定されている。その維持管理については公的保護のみならず、地域住民を主体とした植樹や育樹、清掃等が続けられており、連綿と続く自然と人の営為の良好な関係の顕著な見本となっている。

このように天橋立を中心とする文化景観は、自然に対して人からの積極的な働きかけが行われて生まれた景観として評価できる一方、景観自体からの人への働きかけを受け止め昇華してきた日本人の文化性、精神性を理解する上で欠かすことのできない遺産である。日本の文化景観の原点ともいべき景観として、景観文化の国際的な広がりと特性を比較し、相互理解する上で貴重な遺産と位置付けられる。

(1) 提案のコンセプト

②写真



天橋立（航空写真）

撮影 出水伯明氏



雪舟等楊筆「天橋立図」（国宝）

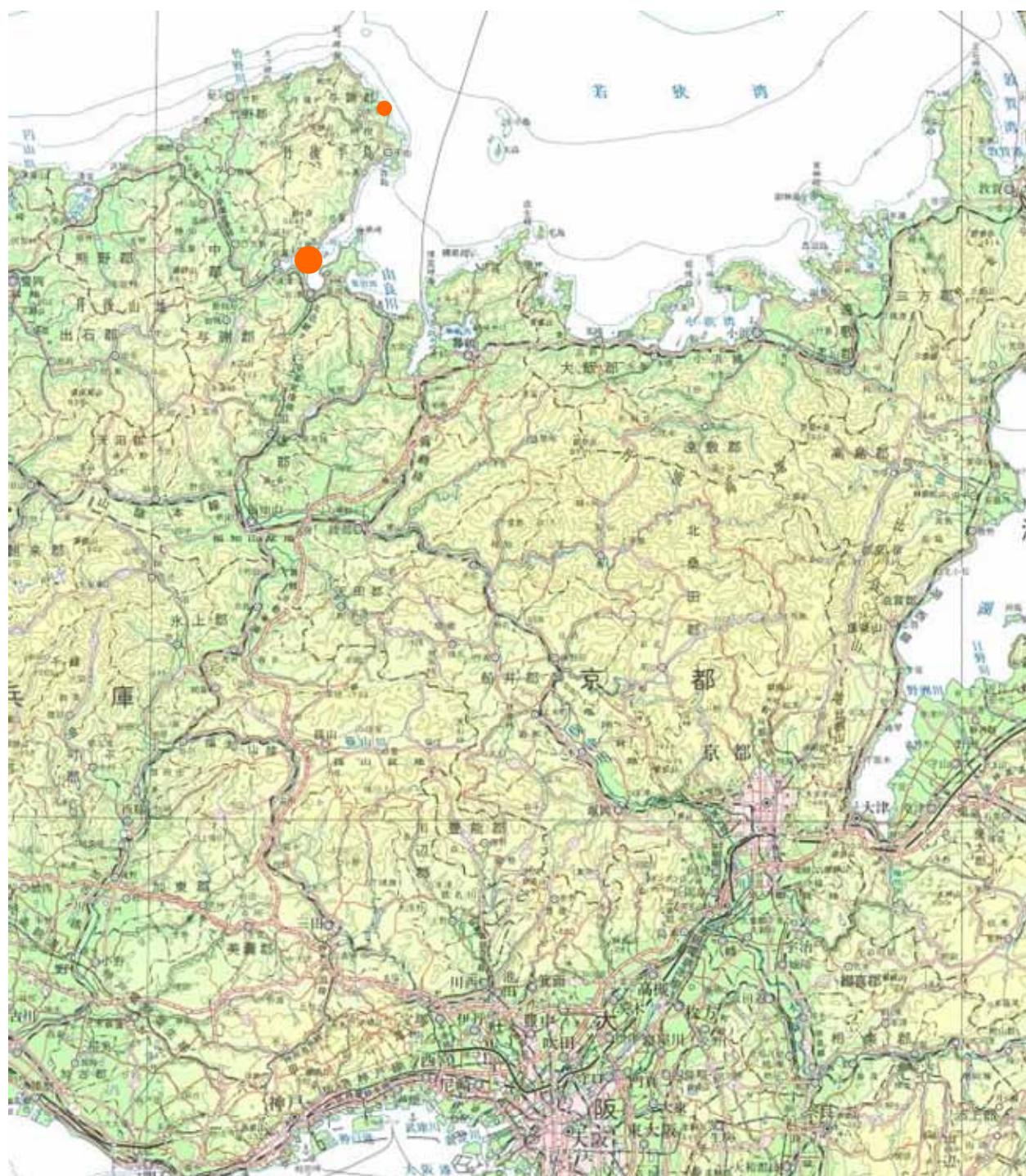
写真提供 京都国立博物館

(1) 提案のコンセプト

③図面

都道府県における資産の位置図

70万分の1

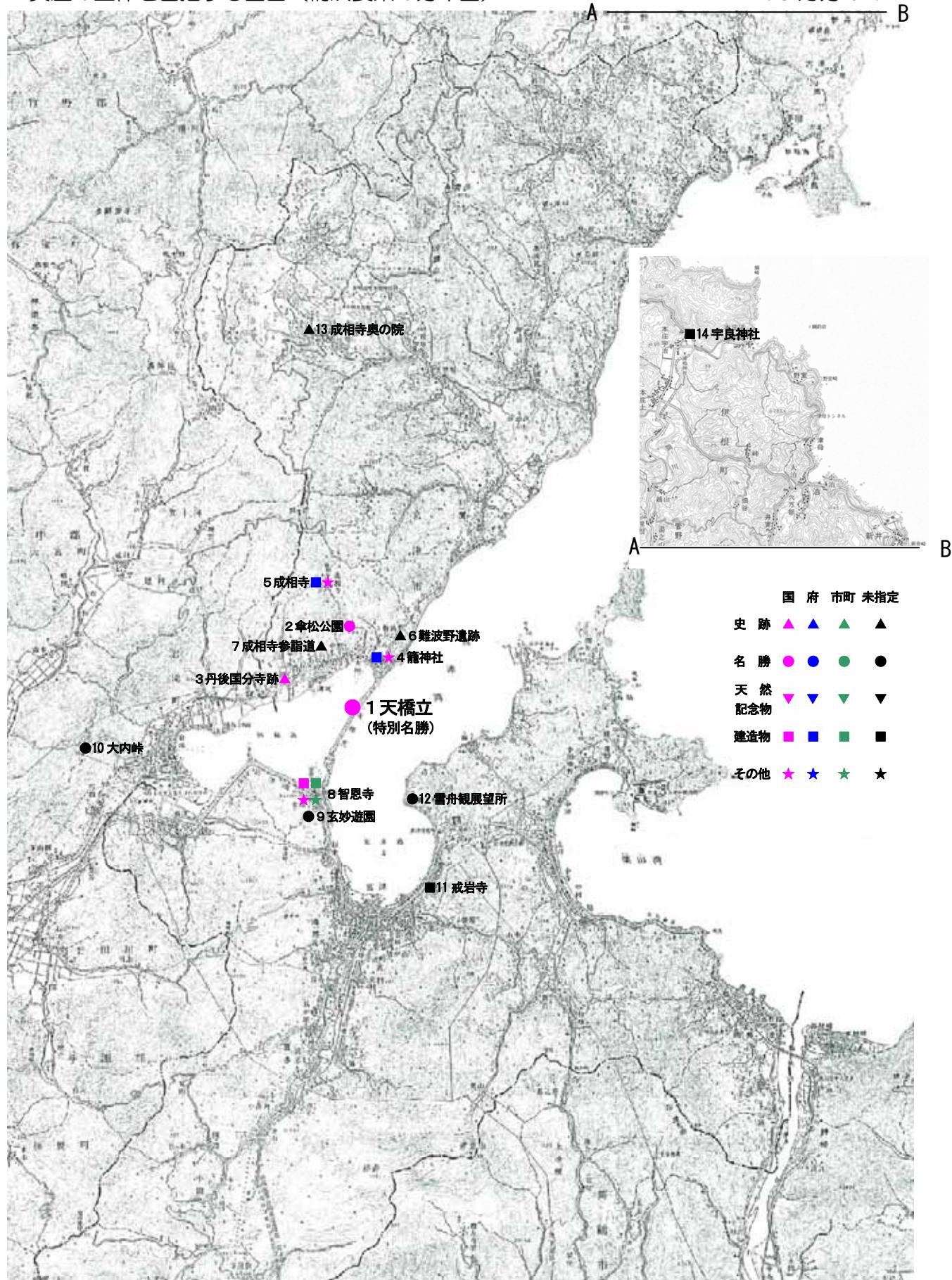


● 資産

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分の1 地方図を複製したものである。

(1) 提案のコンセプト

資産の全体を包括する図面（構成要素の分布図）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。

(2) 資産に含まれる文化財

①整理表

番号	指定名称等	保護の主体	保護の種別	面 積	概 要
	あまのはしだて 天橋立	国指定	特別名勝	約15.8ha (指定範囲)	宮津湾の南西奥に発達した全長約3.6kmの白砂青松の砂嘴。『丹後國風土記』逸文では、伊射奈藝命が作った天と地を通り椅子が倒れてできたとする。松島・宮島とともに、林春斎の『日本国事跡考』では「三処奇觀」、貝原益軒の『己巳紀行』では「日本の三景」とされ、古来から文人墨客だけでなく足利義満など武士や、庶民まで、現在に至るまでその来訪が絶えない。絵画作品としては画聖雪舟の「天橋立図」（国宝、京都国立博物館蔵）がもっとも著名。日本を代表する景勝地である。
1	① あまのはしだてじんじゃ 天橋立神社	—	建造物 (特別名勝「天橋立」地内)		天橋立の幅がもっとも広くなった濃松と呼ばれるところに、一間社流造の社殿が建つ。かつては「橋立明神」と呼び習わされており、阿蘇海側（内海側）にも鳥居が建つ。初代歌川広重の「六十余州名所図会」では、丹後からは天橋立が選ばれ、橋立明神とその鳥居が描かれている。この付近は、天橋立の中でも神との交歓ができる場所と考えられたようで、多くの絵画資料に宴会の場として登場する。
	② いそみず 磯清水	—	天然記念物 (特別名勝「天橋立」地内)	—	天橋立神社の近くで、両側を海に挟まれた天橋立の中にもかかわらず、淡水が湧き出す井戸で、日本の名水百選にも選ばれる。宮津藩主永井尚長の依頼で、林春斎が「磯清水碑」を撰し、その中で、平安時代中期の情熱の歌人和泉式部の歌として「橋立の松の下なる磯清水 都なりせば君も汲ましまし」が紹介される。その和泉式部の丹後府中への赴任があって、娘である小式部内侍が「大江山 生野の道の遠ければ まだふみも見ず 天橋立」という和歌を詠んでいる。
2	かさまつこうえん 傘松公園	国指定	特別名勝 (特別名勝「天橋立」地内)		ここからの天橋立の眺めは「斜め一文字」と称される。また海中他界観をより実感するべく、天橋立を逆さに見る「股覗き」の場として知られる。明治期には大内峠、栗田峠とともに、天橋立の三大観と呼ばれ、現在においても、他の眺望地点とともに、天橋立を望む代表的な眺望地点の一つに数えられる。明治20年代から30年代にかけて、吉田皆三により整備された公園であり、姿の美しい松があることから、「傘松公園」と名付けられた。
3	たんごこくぶんじあと 丹後国分寺跡	国指定	史跡	約1.2ha	「国の華となる地に建立せよ」との大和朝廷の命にふさわしい、天橋立を見渡せる景勝地に位置し、『類聚三代格』の記述から、8世紀後半には建立されていたと考えられる。現存する基壇や礎石は、南北朝期の再建を記した「丹後国分寺再興縁起」（重要文化財、国分寺藏）の指図と一致、その伽藍は雪舟筆国宝「天橋立図」にも描かれる。
4	このじんじゃ 籠神社	—	未指定 (府指定建造物 3棟ほか)		天橋立北端に位置し、彦火明命（海幸彦）を主神とし、海との関わりが深く、代々海部氏が神官を務め、宮司家に伝わる「海部氏系図」（海部光彦蔵）は、平安時代前期の成立で、国宝に指定されている。『延喜式』では名神大社で月次・新嘗の奉幣に預かり、山陰道でもっとも格式が高い。伊勢神宮と同様、かつては30年ごとに式年遷宮を行い、本殿も唯一神明造となっている。雪舟筆「天橋立図」には、広大な神域がみられ、そこに描かれた鳥居と推察される栗の大木の柱根が平成19年6月発見されている。毎年4月24日の祭礼は「葵祭り」と称され、近隣から太刀振りなどの芸能（府指定無形民俗文化財）が奉納され大いに賑わう。現在も丹後一宮として崇敬を集めている。
	① このじんじやほんでん 籠神社本殿	府指定	建造物		伊勢神宮正殿に近似した、棟持柱を備えた桁行三間梁行二間の唯一神明造で、屋根は桧皮葺。鰹木を置き千木を延ばし蟇懸を打つ。棟札から弘化2年（1845）の建立と判明するが、地下には鎌倉以前の礎石も検出される。伊勢神宮以外では、本社殿でしか見られない五色の座玉を配した高欄で囲まれている。
	② せつしゃ えびす 摂社恵比寿 じんじやほんでん 神社本殿	府指定	建造物		籠神社本殿の東側に建つ小型の社殿で、一間社流造である。籠神社の「明細帳」では、文化年間（1804～18）の建立とされ、様式的にみても建築年代は妥当である。
	③ まないじんじや 真名井神社 ほんでん 本殿	府指定	建造物		豊受大神の伊勢遷宮以前の鎮座地と伝えられ、籠神社本殿よりはやや簡略化された、棟持柱を備えた一間社神明造となっている。現在の社殿は、文政13年（1830）の真名井神社へのお蔭参りの流行直後、天保3年（1832）に造営された。
	④ せきぞうこまいぬ 石造狛犬	国指定	重要文化財 (美術工芸品)	—	拝殿前の石段の両側に安置される凝灰岩製の狛犬で、堂々たる体躯、巻き毛で現わされたたてがみ、憤怒の表情など迫力ある表現がなされた、鎌倉時代後期の作品。江戸時代初期の剣豪岩見重太郎が、前足を切ったという伝説がある。

番号	指定名称等	保護の主体	保護の種別	面 積	概 要
5	なりあいじ 成相寺	—	未指定 (府指定建造物 3棟ほか)		寺伝(『成相寺古記』)では、慶雲元年(704)に真応上人によって開かれ、文武天皇の勅願寺となつたとする。天橋立を望む好適地に本堂をはじめ五重・三重・多宝の三塔ほか多くの堂宇が存在したが、応永7年(1400)の山崩れにより倒壊し、現在地に再建されたとする。平安時代後期には『梁塵秘抄』に登場し、西国三十三所順礼の札所ともなっている。南北朝期には本願寺の覚如が参拝したことが『慕帰絵詞』にみえ、雪舟筆「天橋立図」にも描かれる。16世紀中期の「成相寺参詣曼荼羅」からは伽藍の詳細とともに、その周辺の様子がうかがえる。現在も数多くの参拝客が訪れる。
	① ほんどう 本堂	府指定	建造物		旧本堂の大破にともない再建され、安永7年(1778)に遷仏に至った。五間四方の前寄り二間を吹き放し、板敷きの外陣とし、後寄りの三間四方を内陣とし、土足での参拝を容易にする、西国三十三所寺院にふさわしい本堂の構成をとる。
	② ちんじゅどう 鎮守堂	府指定	建造物		一間社流造、軒唐破風付の熊野権現の社殿で、成相寺の鎮守として祀られる。棟札等により、破損した社殿を延宝4年(1678)に再建したことが判明し、成相寺に現存する遺構としては最古の建物である。
	③ しょうろう 鐘楼	府指定	建造物		本堂前の石段脇に位置し、「撞かずの鐘」と呼ばれる慶長13年(1608)の銘を持つ梵鐘(市指定文化財)を備える。墓股の様式等から、熊野権現よりは新しく、本堂よりは古い建築と推定される。
	④ なりあいじきゅうけいだい 成相寺旧境内	—	史跡		現本堂より70mほど上がった山中に所在する。慶雲元年(704)の創建から応永7年(1400)の山崩れまで、本堂、五重・三重・多宝の三塔ほか多くの堂宇が存在したとする寺伝が、発掘調査により裏付けられた。本堂が、天橋立の眺望を得ることを基本に建立されていたことが判明した。
	なりあいじ 成相寺の タブノキ	府指定	天然記念物		新造された五重塔近くの南向き急斜面上の平坦地に立つ。胸高幹周5.9m、樹高14m。枝張りは南北22m、東西17mの規模をもつ。本堂内陣の左甚五郎作と伝える「真向の龍」が底なし池に泳ぎ、この木に蟠居して天へ昇ったとの伝説がある。
	なりあいじ 成相寺の さか 逆スギ	市指定	天然記念物		成相寺旧本堂付近に位置し、胸高幹周7.1m、樹高約25mの巨大な台杉である。基幹から3本に枝分かれし、さらに枝分かれをし、分枝は下方に伸びる奇観を呈し、「逆スギ」の名の由来となっている。
	⑦ てつゆ ぶね 鉄湯船	国指定	美術工芸品	—	鉄湯船は僧の入浴のため用いたが、現在は手水鉢として利用されている。正応3年(1290)に河内鑄物師の山河貞清が、丹後国竹野郡(現京丹後市弥栄町)の等樂寺のため鋳造したことが銘文から判明する。東大寺の建久8年(1197)銘の鉄湯船に次いで古い。
	なりあいじ いたび ぐん 成相寺板碑群	市指定	有形民俗文化財	—	本堂西側に並べられた7基の大日種子一尊板碑で、七七斎追善供養の卒塔婆として建てられたものと考えられる。永和5年(1379)の紀年銘をもつ。七七斎の供養が、南北朝期において当地で催されていたことが判明する資料もある。
6	なんば の いせき 難波野遺跡	—	史跡		成相山系と阿蘇海・宮津湾に挟まれた緩斜面上に位置し、複数の弥生時代中期(紀元前1世紀)の方形貼石墓や、平安時代後期から室町時代にかけての建物跡・柵列、鎌倉時代後期(13世紀)の豪華な漆器碗等が発掘された。なかでも古墳時代中期(5世紀中ごろ)の、水際に土器を多量に置いた遺構は、祭祀にかかるるものと考えられ、天橋立に対する祭祀を行った可能性も示唆する。
7	なりあいじさんけいみち 成相寺参詣道	—	史跡		山麓の府中地区から成相寺に登る参詣道。雪舟筆「天橋立図」にも、本坂道、西谷道と思われる参道が描かれる。近世絵図などでは、西から西谷道、小松道、本坂道、大谷道、東谷道などの所在が知られる。とくに中世後期以降、参詣道の中心であったのは中野から登る「本坂道」であり、入り口附近に貞和2年(1348)から応永18年(1411)の紀年銘を有する板碑が5基所在(市指定有形民俗文化財)する。阿蘇海周辺の板碑では、古い時期に属するものである。

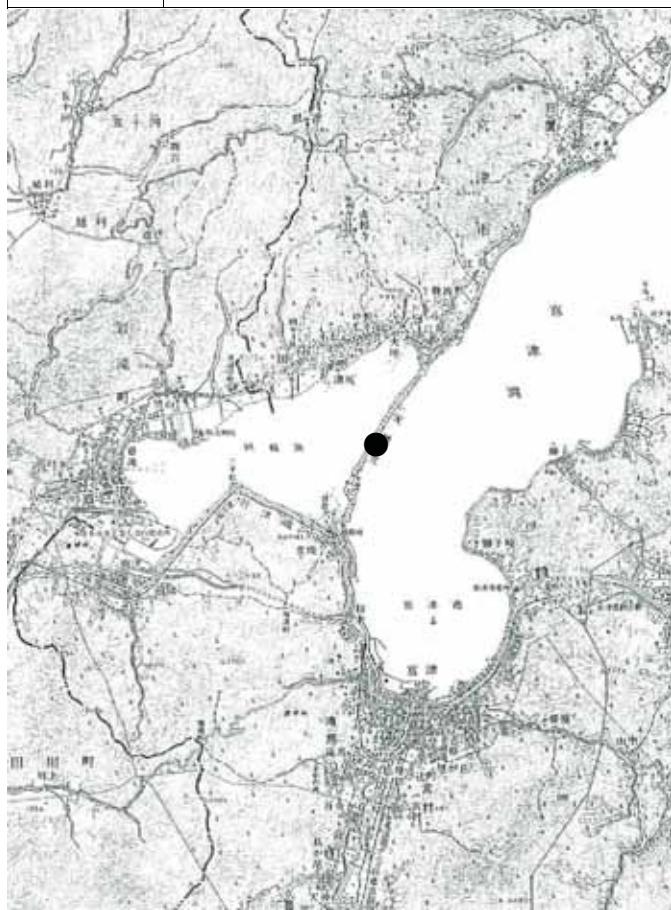
番号	指定名称等	保護の主体	保護の種別	面 積	概 要
8	ちおんじ 智恩寺	国指定	特別名勝 (④は特別名勝地外)		寺伝では、延喜年間（901～923）の創建とし、本堂の扁額は醍醐天皇から賜ったとする。室町時代中期成立の「九世戸縁起」（府指定文化財）では、天橋立の生成神話とともに、この地に住む悪龍が、文殊大士（文殊菩薩）の長期にわたる説法により、良い龍になったとする。本尊は騎獅文殊菩薩坐像（重要文化財）で、亀岡の文殊（秋田県）・安倍の文殊（奈良県）とともに、切戸の文珠または九世戸の文珠として、日本三文珠のひとつに数えられる。近世には天橋立を境内地とし、歴代宮津藩主から手厚く保護された。現在多くの参拝客が訪れる。雪舟筆の「天橋立図」に描かれる。
	①たほうとう 多宝塔	国指定	重要文化財 (建造物)		丹後守護代延永春信を大檀那とし、一宮大聖院智海を奉行として、明応10年（1501）に落成した。雪舟筆「天橋立図」にも描かれている。下重には東寺大仏師康珍作の大日如来坐像（府指定文化財）が安置される。
	②さんもん 山門	市指定	建造物		明和4年（1767）に落成し、後桜町天皇・桜町上皇から黄金・白銀を下賜されたため、「黄金閣」と称する、本格的な禅宗様（唐様）の三門。地元の大工富田一族の手になり、職人の出面板が残される。
	③もんじゅどう 文殊堂	—	建造物		桁行五間・梁行六間で前寄り二間は柱を省略した吹き放しの外陣とし、優美な起りを帯びた宝形造で、明暦3年（1657）からの修理で現状となった。内陣の四天柱は「草創之本柱」と称され、文永7年（1270）の墨書銘も認められる。
	④さんかくごりんとう 三角五輪塔	市指定	建造物	—	種子も何もなく無字であり「無字塔」とも呼ばれる。火輪が平面・立面ともに三角形であるのも特徴。鎌倉初期に東大寺復興に尽力した重源が、各地に銅製の三角五輪塔を残しており、その関連が考えられ、ほぼ同時代の遺物とみられる。
	⑤せきぞうほうきょういんとう 石造宝篋印塔	市指定	建造物	—	堂々たる鎌倉時代の宝篋印塔の優品で、「和泉式部の歌塚」と称される。和泉式部の歌の反故を、天橋立近くの鷺塚に埋め塚を建てたが、のち智恩寺境内に移したものと伝える。重要美術品。
	⑥てつゆぶね 鉄湯船	国指定	重要文化財 (美術工芸品)	—	成相寺の鉄湯船と同年の正応3年（1290）に、河内鑄物師の山河某が、丹後国竹野郡（現京丹後市弥栄町）の興法寺のため鋳造したことが銘文から判明する。成相寺と同様に東大寺について古く、同じく手水鉢として利用されている。
	⑦せきぞうじぞうぼさつ 石造地蔵菩薩 りゅうぞう 立像	市指定	美術工芸品	—	多宝塔に向かい合うように、等身大的地蔵が3躯立つ。うち1躯の銘文には、応永34年（1427）に、三重郷（京丹後市大宮町）の大江越中守が造立したとあり、彼が作らせた千体地蔵のひとつとする伝承もある。雪舟筆「天橋立図」には、このうち2躯が描かれる。
9	げんみょうゆうえん 玄妙遊園	—	名勝		ここからの眺めは「飛龍観」と称される。これは天橋立の姿が、龍が天へ向かって飛び上るように見えることに由来している。傘松公園、大内峠、雪舟觀展望所からの眺望とともに天橋立を望む代表的な眺望地点の一つに数えられる。玄妙遊園という名は、天橋立を六度も訪れた室町幕府三代将軍足利義満がここからの眺めを「宇宙の玄妙」と称したとされることから命名されたという。
10	おおうちとうげ 大内峠	—	名勝		ここからの眺めは「一字観」と称される。これは天橋立がほぼ横真一文字に見えることに由来している。そもそも雪舟筆「天橋立図」にも描かれている。明治期には傘松公園、栗田峠とともに天橋立三大観と呼ばれ、現在においても、他の眺望地点とともに、天橋立を望む代表的な眺望地点の一つに数えられる。「櫓峠」とも表記し、江戸時代に数多く作られた、天橋立を扱った名勝図屏風にも必ず登場し、峠道を牛を追って進む様子が描かれる。
11	かいがんじ 戒岩寺	—	建造物		寛文年間（1661～73）に中興され、臨濟宗妙心寺派に属する。龍神の献じた宝珠が変じて石となった文殊石があったと伝える（『宮津府志』）。胎内銘では、本寺の住持は天橋立道場の臨阿弥陀であったとする。本尊は焼損があるものの、平安後期の木造文殊菩薩坐像（市指定文化財）の優品で、智恩寺の本尊であった可能性もある。両寺のかかわりは深く、犬の堂の伝説も残される。

番号	指定名称等	保護の 主体	保護の種別	面 積	概 要
12	雪舟観展望所 <small>せつしゅうかんてんばうしょ</small>	—	名勝		ここからの天橋立の眺めは「雪舟觀」と称される。「天橋立図」を描いた雪舟の視点を、獅子崎稲荷神社の近くこのあたりに求め、「雪舟觀展望所」として整備された。傘松公園、大内峠、玄妙遊園からの眺望とともに天橋立を望む代表的な眺望地点の一つに数えられる。
13	成相寺奥の院 <small>なりあいじおく いん</small>	—	史跡		上世屋集落近くの銚子の滝の傍らに、慈眼寺の境外仏堂である觀音堂があり、かつては一傑手半の大きさの觀音菩薩が納められていたという。「慈眼寺縁起」では、漁師が海上から山中に光るものを見つけ、この地で発見したのがその像であるとする。爾来、成相寺奥の院と称するという。
14	宇良神社 <small>うらじんじや</small>	—	建造物		延喜式内社の浦嶋神社とされ、伊根町本庄に鎮座する。『丹後国風土記』逸文や『日本書紀』雄略22年条にみえる浦嶋子を主神とし、海中他界や常世信仰と深くかかわる神社である。14世紀前半の作とされる「浦嶋明神縁起」（重要文化財）や桃山時代の「白練縫地桐桜土筆肩裾文様縫小袖」（重要文化財）など、社宝も多い。

※この表に記載した文化財等は、今後、登録資産として検討していくもので、確定したものではありません。

(2) 資産に含まれる文化財

②構成要素ごとの位置図と写真

名 称	1 天橋立	保護の種別	国指定特別名勝
位 置	京都府 宮津市	写 真	天橋立
			
10万分の1		撮影 出水伯明氏	

名 称	2 傘松公園	保護の種別	国指定特別名勝指定地内
位 置	京都府 宮津市	写 真	傘松公園からの天橋立の眺望
			
5万分の1			

名 称	3 丹後国分寺跡	保護の種別	国指定史跡
位 置	京都府 宮津市	写 真	丹後国分寺跡
 <p>5万分の1</p>			

名 称	4 篠神社	保護の種別	未指定(府指定建造物3棟ほか)
位 置	京都府 宮津市	写 真	篠神社
 <p>5万分の1</p>			

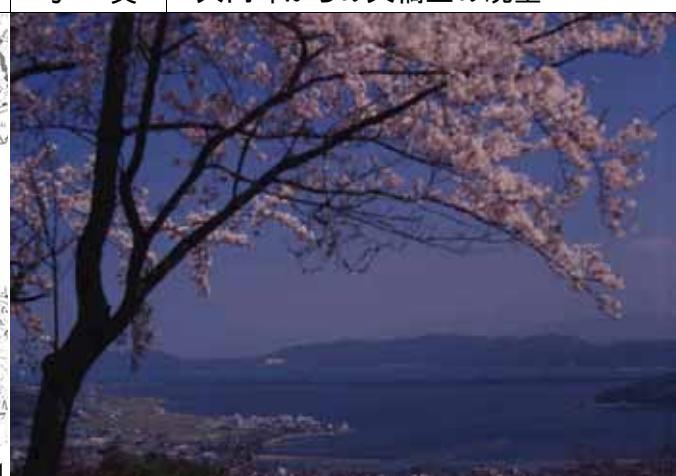
名 称	5 成相寺	保護の種別	未指定(府指定建造物3棟ほか)
位 置	京都府 宮津市	写 真	成相寺本堂(府指定有形文化財)
 <p>5万分の1</p>			

名 称	6 難波野遺跡	保護の種別	未指定(史跡)
位 置	京都府 宮津市	写 真	難波野遺跡発掘状況(祭祀遺跡)
 <p>5万分の1</p>			

名 称	7 成相寺参詣道	保護の種別	未指定(史跡)
位 置	京都府 宮津市	写 真	成相寺参詣道(本坂道)
 <p>5万分の1</p>			

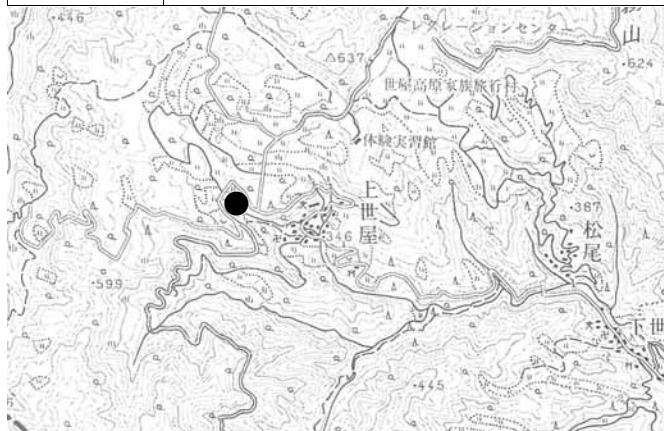
名 称	8 智恩寺	保護の種別	国指定特別名勝地内(重要文化財建造物1棟ほか)
位 置	京都府 宮津市	写 真	智恩寺文殊堂
 <p>5万分の1</p>			

名 称	9 玄妙遊園	保護の種別	未指定(名勝)
位 置	京都府 宮津市	写 真	玄妙遊園からの天橋立の眺望
			

名 称	10 大内峠	保護の種別	未指定(名勝)
位 置	京都府 与謝野町	写 真	大内峠からの天橋立の眺望
			

名 称	11 戒岩寺	保護の種別	未指定(建造物)
位 置	京都府 宮津市	写 真	戒岩寺本堂
			

名 称	12 雪舟観展望所	保護の種別	未指定(名勝)
位 置	京都府 宮津市	写 真	雪舟観展望所からの天橋立の眺望
 <p>5万分の1</p>			

名 称	13 成相寺奥の院	保護の種別	未指定(史跡)
位 置	京都府 宮津市	写 真	觀音堂
 <p>5万分の1</p>			

名 称	14 宇良神社	保護の種別	未指定(建造物)
位 置	京都府 伊根町	写 真	宇良神社本殿
 <p>5万分の1</p>			

(3) 保存管理計画

①個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

本資産の個別構成要素のうち、国の特別名勝である天橋立は、現状は国有地であり京都府の所管する都市公園として管理されている。今日、砂嘴本体は自然放置下では、海岸の浸食による洲幅の後退が避けられない状況にあり、また、松並木についても樹木遷移が進行しており良好な状態を保つには適正な管理が必要であることから、府では幅量と環境保全を行うため、持続的管理の計画を特別名勝天橋立公園管理と海岸管理の側面から策定し、その維持にあたっている。また、特別名勝指定地内に含まれる智恩寺境内については、寺地として国府指定建造物とともに計画的に維持管理が行われている。

国史跡である丹後国分寺跡については、現在府立資料館前庭の敷地として管理されており史跡の真正性が保持されている。国の重要文化財である智恩寺多宝塔については、所有者と文化財保護法所管者によって、日常的管理や防災防犯設備設置などが行われており、必要性と緊急度に応じて京都府の指導の下に部分修理や解体修理が実施されている。府指定有形文化財、市指定有形文化財についても同様に計画的に管理、保全されている。

今後、重要文化財、特別名勝及び史跡、府指定（登録）の有形文化財（建造物）や史跡、市町指定（登録）の有形文化財（建造物）や史跡については、関係自治体等の調整により京都府が中心になり、より総合的・統括的保存管理計画の策定を行う予定である。

未指定文化財についても、今後、宮津市、伊根町、与謝野町、京都府又は国指定の重要文化財又は史跡として積極的に指定を検討し、保存管理計画に沿って統合性を高める検討を進める予定である。

②資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

これらの各構成資産は、それぞれが、個別には極めて高い自然的・文化的価値を有するものであるが、「天橋立－日本の文化景観の原点」という一体の資産としてとらえた場合、共通する条件の下に相互に関わり合いながら形成され、存続しているものである。とりわけ資産は、天橋立を中心として形成された信仰の歴史を物語る文化景観であることから、個々の構成資産のみならず、緩衝地帯を含め、総体として捉えることが不可欠である。したがって、資産を総合的かつ確実に保存し、次世代へと継承していくためには、個別の構成資産について保存管理計画を具体的に示すとともに、資産周辺地域を成す緩衝地帯を含め、各構成資産間の有機的関係をも十分踏まえた包括的な保存管理計画を策定することが必要であり、世界文化遺産登録提案はその貴重な機会である。

また現在、特別名勝天橋立の松林と沿岸域の植生など環境保全については、古来より地域住民の自主的な活動が盛んである。松樹については台風など天災による倒木に加え、マツ枯れや樹木遷移の進行などにより、良好な景観の存続の危機を迎えており、専門家の指導による間伐や腐植土除去など新たな松並木保全の対策の検討に加え、地域住民による下草の除去や清掃活動、松並木を継承するための価値の共有など環境啓発活動が展開され、組織的活動となっている。また地域住民と府・市町の連携により、松林保全の検討会をはじめ各種協力体制が確立されつつある。

今後、資産が、宮津市、伊根町、与謝野町と複数の自治体に及ぶことに加え管理主体も複数に及ぶことから、住民と関係行政機関等が緊密な連携を図りながら、包括的な保存管理計画策定に加え、具体的な保全活動を計画的に行う予定である。

③資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

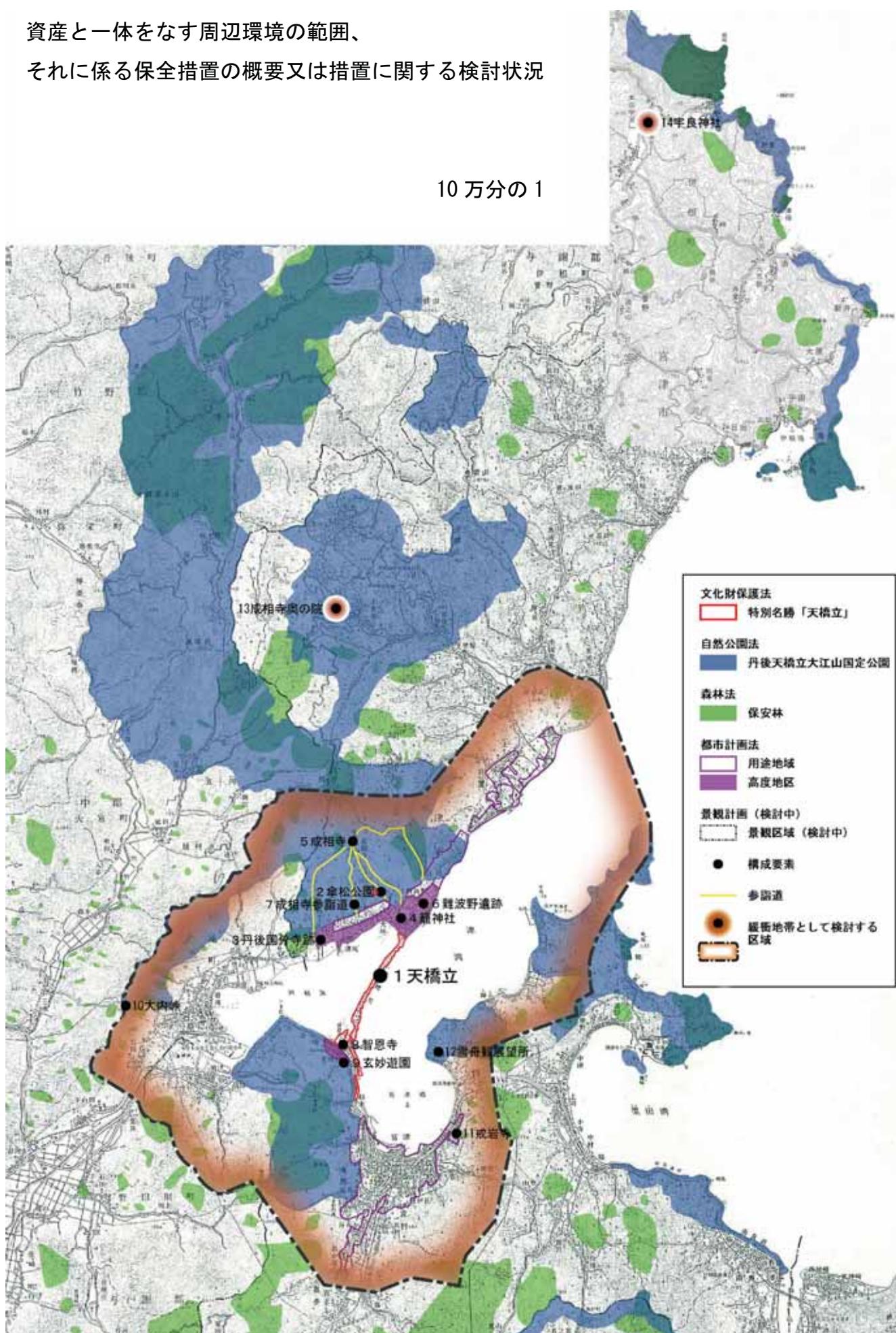
資産と一体をなす周辺環境の範囲については、個別構成要素と周辺環境の関係性に配慮し、周辺環境が持つべき役割を明確にした上で、その役割を十分担うことのできる以下に示す範囲とする。

沿岸域の一部を包括する特別名勝指定区域に加え、平成19年8月には自然公園法による若狭湾国定公園の一部であった当該地域を核として、その背後地を北は世屋高原地区、南は大江山連峰地区まで区域拡大し、新たに「丹後天橋立大江山国定公園」として指定された。そのため天橋立を中心に、宮津湾、阿蘇海と、それらを取り巻く山々は国定公園内にある。

また、平成17年度から、京都府では、地元住民を中心に設置した「天橋立周辺景観まちづくり検討会」において景観法に基づく景観計画の策定に向けた検討が進められており、天橋立とその周辺景観のあるべき姿、保全のための方針が具体的に検討されている。天橋立や周辺の山並みなど個別構成要素を含む沿岸の市街地、農地などを具体的な対象区域として設定し、景観形成に関する第一段階として景観計画の策定を目指している。

さらに、それに連動する市町の条例設置による具体的な保護の検討を行うとともに、文化財保護法による重要文化的景観を目指すなど、今後、各種法令に則つとり、住民と関係行政機関等が緊密な連携を図りながら、個別構成要素の統合性を確保し、文化景観としての周辺環境の保全措置の方法を積極的に検討していきたい。

資産と一体をなす周辺環境の範囲、
それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。

(4) 世界遺産の登録基準への該当性

① 資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準

- ・適用種別 記念工作物及び遺跡（文化的景観）
- ・該当する登録基準 (ii) (iv) (v) (iii) (vi)

(ii) 平安時代の貴族の邸宅には、和歌に詠まれる名所の風景を題材とした庭園が盛んに造られていたが、後に崇徳上皇の御所にもなった大中臣輔親の邸宅には天橋立を模した庭園が造られた。また、「紫式部日記絵詞」には、龍頭鶴首船の浮かぶ池に突き出た白砂の州浜に緑濃い松をあしらった藤原道長の土御門殿釣殿前の庭園が描かれており、その優れた庭園の景色が天橋立に比せられていた。そうした時代のなか、12世紀頃成立した日本最古の造園書「作庭記」では、天橋立に代表される白砂青松の景色を作庭に取り入れられるべき風景とした。さらに、江戸時代には、世界的な名園である「桂離宮」に天橋立が造形されるなど、天橋立の白砂青松の風景は、日本の風景美の典型として日本庭園の景観設計の発展に重要な影響を与えたものである。

(iv) 和歌の歌枕、雪舟筆の国宝「天橋立図」、狩野探幽の「天橋立丹後図画譜」はじめ名所風俗図屏風に数多く描かれるなど、天橋立はさまざまな文学・芸術のモチーフとして、絶えることなく数多くの文化芸術作品を生み出し続ける源泉となってきた日本文化における景観を代表する顕著な見本である。

また、和歌や絵画の変遷をたどりつつ現実の景観や遺跡と照らし合わせができるこの景観は、観念的風景から信仰巡礼風景、遊山風景への変遷の中で文化景観として成熟したものであり、日本文化の中の美意識の中核である「名勝觀」の形成を証する顕著な見本である。

(v) 砂嘴とクロマツ林の美しい天橋立の白砂青松の景観は、神話時代からの人知を超えるものへの畏怖や信仰が連綿と続く中で、人々の働きかけにより形成されたものであり、放置すれば大幅に樹相が変わる危機、また、幾多の人為・自然による白砂青松の切断の危機を乗り越えて、日本の文化景観の原点として数千年にわたり、保全・継承されてきた。

そして、明治期以降、法令に基づく保全施策や、地域の人々の連綿としたクロマツの植樹やマツ枯れ対策・養浜対策などの保全活動に引き継がれ、松を命名して大事にするなど、自然と共生する人々と天橋立との関係は、人類と環境のふれあいを代表する顕著な見本である。

(iii) 近世以前の天橋立は、風光明媚な場所であると同時に、東アジアに広く伝わる海洋民の基層信仰である「海中他界」信仰が、時代ごとに様々な解釈を施されて豊かに展開した場所であった。「海中から生える数千本の松の木」といった非日常的な風景から、「畏怖すべき場所」、「神仏の活躍の場所」との思いが生み出され、天橋立に対する信仰が形成されたのである。そして、「海中他界」信仰を具体的に伝承する場所として、また、その信仰の対象が具現化している場所として、天橋立はまさに稀有の存在であると言える。

(vi) 天橋立は、平安時代から海洋風景を代表し、近世においても好適なビューポイント（飛龍観、一字観等、絶景視点が選定されている）に恵まれ日本三景として日本を代表する風景として認識されるとともに、こちらからあちら、現世から異界に渡る心象を写す稀有な存在であることから、古くから和歌に詠まれ、多くの絵画に描かれるなど、絶えることなく数多くの文化芸術作品を生み出し続ける源泉となるなど、芸術的作品あるいは文学的作品と直接又は実質的関連があるものである。

②真実性/完全性の証明

天橋立を中心とした文化景観を構成する要素のうち、丹後国分寺（跡）は、現存する基壇や礎石の位置や規模が「丹後国分寺再興縁起」の指図と一致、籠神社については、かつて平安時代の紀年銘遺物を持つ経塚が複数発見され、また、旧本殿礎石が検出されるなど、それぞれ創建時から同じ位置にあることが裏付けられる。成相寺についても、発掘調査により、奈良時代末頃には開創されていること、また、室町時代以前の旧本堂遺構が確認されており、天橋立とそれを中心とした寺社群が、室町時代に雪舟が描いた「天橋立図」と同じ位置に保たれているなど真実性は十分に保持されている。

また、雪舟の「天橋立図」に描かれた天橋立及び周辺の寺社群は、現在もほぼ残されており、この天橋立を中心とした文化景観としての完全性は十分に保持されている。

③類似資産との比較

天橋立の白砂青松の風景は、日本の文化景観の原点として、世界的な名園「桂離宮」をはじめ、雪舟の「天橋立図」をはじめとする絵画、和歌など創造的な優れた作品を生み出す源泉となった点、伝承や説話を信じた人々により日常の生活の中で維持されてきた点、東アジアの海洋民に共通する海の信仰である点、自然と人間との共生関係の中で文化景観が維持されてきた点において、極めて稀有な事例である。

また、国内の代表的海岸松林と比較して、松林が自然に成立し、かつ石英による砂浜という「白砂青松」は、天橋立のみである。